

【金融業界】 11件

平12全業外第244号
平成12年10月27日

金融庁
総務企画部企画課 御中

全国銀行協会

「金融商品の販売等に関する法律」施行令案に関する意見

標記について、下記のとおり意見をとりまとめましたので、ご高配
賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 施行令案第8条（特定顧客）について

施行令案は、説明義務が課されない「特定顧客」を「金融商品販売業者等」に限定しているが、昨年12月にとりまとめられた金融審議会第一部会の「中間整理(第二次)」では、これを「証券取引法の適格機関投資家の制度等を参考にして、その範囲等を検討する必要がある。」としており、少なくとも証券取引法の適格機関投資家は「特定顧客」とすべきである。

2. 施行令案第10条（勧誘方針の公表の方法）について

施行令案に関するこれまでの当局の説明によれば、勧誘方針を金融機関店頭、ATM、インターネット、テレפון（自動音声対応システム）、iモードなど、金融商品販売等を行う全てのチャネル毎に、販売等に際してそれぞれ示し得るようにすることを求めているものと解される。

しかし、「金融商品の販売等に関する法律」は、金融商品の販売等に際して勧誘方針を示すことを求めているものではなく、「公表」することを求めているものであり、また、前述の金融審議会の「中間整理（第二次）」においても、「勧誘に関する各業者の基本的な方針に

ついて何らかのかたちでの公表等を義務付けることを検討すべきである。」としている。

したがって、現在の施行令案は、法律の趣旨に照らして過重な負担を金融商品販売業者等に求めているものといえる。

先般、内閣のIT戦略本部がとりまとめた「個人情報保護基本法制に関する大綱」において、「公表等」とは、「インターネット上での公表、パンフレットの配布、書面の掲示・備付け、本人からの問い合わせへの回答などを含む」もので、関係当局からは、事業者がこれらのなかから適切な方法を複数選択して行う、との考え方も示されている。

以上から、勧誘方針の公表の方法については、営業所での掲示又は閲覧に供するほか、顧客が当該金融機関と取引を開始するに当たって勧誘方針を知り得る方法を列挙のうえ、そのいずれか適切な方法で行えばよいとすべきである。

以上

金融商品の販売等に関する法律施行令案に対する意見

平成 12 年 10 月 24 日
社団法人 全国地方銀行協会

○特定顧客（いわゆる「プロ」）の範囲について

金融商品の販売等に関する法律では、金融商品販売業者等は、金融商品の販売を行おうとするときは、販売が行われるまでの間に、顧客に対し、重要事項（市場リスク、信用リスクによる元本欠損のおそれ等）について説明をしなければならない（第3条第1項）とし、ただし、顧客が金融商品の販売に関する専門的知識・経験を有するものとして政令で定める者（特定顧客）である場合はその例外とする（第3条第4項）としている。

上記「政令で定める者（特定顧客）」について、同法施行令案（第8条）では、「金融商品販売業者等」に限定するとしているが、金融商品の販売に関して豊富な知識・経験を有する上場企業に対してまで一律に説明を行うことは、取引の円滑を阻害し金融商品販売業者、顧客双方にとって非効率であるため、特定顧客の範囲に上場企業を含めるべきである。

以 上



全信協業発第130号
平成12年10月27日

金融庁

総務企画部企画課

御中

社団法人 全国信用金庫協同組合連合会



「金融商品の販売等に関する法律」施行令案に関する意見

標記について下記のとおり意見をとりまとめましたので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 施行令案第8条（特定顧客）について

施行令案は、説明義務が課されない「特定顧客」を「金融商品販売業者等」に限定していますが、昨年12月にとりまとめられた金融審議会第一部会の「中間整理（第二次）」では、これを「証券取引法の適格機関投資家の制度等を参考にして、その範囲等を検討する必要がある。」としております。したがいまして、少なくとも証券取引法の適格機関投資家は「特定顧客」とすべきであると考えます。

2. 施行令案第10条（勧誘方針の公表の方法）について

施行令案に関するこれまでのご当局の説明によれば、勧誘方針を金融機関店頭、ATM、インターネット、テレフォン（自動音声対応システム）、iモードなど、金融商品販売等を行う全てのチャネル毎に、販売等に際してそれぞれ示し得るようにすることを求めているものと解されます。

しかし、「金融商品の販売等に関する法律」は、金融商品の販売等に際して勧誘方針を示すことを求めているものではなく、「公表」することを求めているものであり、また、前述の金融審議会の「中間整理（第二次）」においても、「勧誘に関する各業者の基本的な方針について何らかのかたちでの公表を義務づけることを検討すべきである。」としています。

現在の施行令案は、法律の趣旨に照らして過重な負担を金融商品販売業者

等に求めているものといえます。

したがいまして、勧誘方針の公表の方法については、営業所での掲示又は閲覧に供するほか、顧客が当該金融機関と取引を開始するに当って勧誘方針を知り得る方法を列挙のうえ、そのいずれか適切な方法で行えば良いとすべきであると考えます。

以上

金融商品の販売等に関する法律施行令案に対する意見

平成12年10月18日
社団法人 信託協会

1. はじめに

本意見書は、金融商品の販売等に関する法律施行令案（以下、政令案という。）に対する社団法人信託協会としての意見をとりまとめたものである。私どもとしても、金融商品の販売等に関する法律（以下、法という。）において政令に委任された事項が早期に制定されることに賛同するものである。しかし乍ら、政令案の一部については、法が横断的・包括的ルールを目指したものであることを勘案すれば、さらに充分な検討が必要と考えており、その観点から申し上げる以下の意見について特段の配慮をお願いしたい。

2. 金融商品の販売となる行為（第5条関係）

今回の政令案第5条第1号において、「金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約の委託者との締結」が金融商品の販売となる行為として定められている。即ち、この政令によれば、「金銭の信託」のみならず、土地信託等の所謂「モノの信託」についても業者に説明義務を課すこととなっている。この規定を制定するにあたっては、次の諸点についてさらに充分な検討が必要である。

- (1) 不動産の共有持分権を抛出する不動産小口化商品を例に挙げれば、不動産特定共同事業法に準拠して組成される場合と、同法によらず信託銀行に信託する場合とがある。この内前者については法第2条第1項第9号において金銭により出資され金銭により返還される場合のみが法の適用対象とされ、かつ同号に対する政令は予定されていない。一方、後者については政令案第5条第1号によりモノのみが信託される場合であっても法の適用対象となる。即ち、同種の経済的效果を有するにもかかわらず、法の適用範囲に差が生ずることとなる。法が横断的・包括的ルールを目指したものであることを勘案すれば、平仄がとれていないこの部分をこのまま放置するべきではない。
- (2) 法の国会審議において、商品先物取引を法の対象外とする理由として「モノの取引は対象外」との^{*}答弁がなされているが、「モノの信託」が法の適用対象となることはこれと全く異なる取扱いである。法が横断的・包括的ルールを目指したものであることを勘案すれば、平仄がとれていないこの部分をこのまま放置するべきではない。

^{*} 4／14参院宮沢蔵相・深谷通産相、4／18参院茂木政務次官、4／27参院林政務次官、

4／28参院宮澤蔵相、他

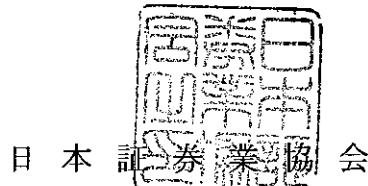
- (3) 法第2条第1項第3号で「金銭の信託」のみを対象としているにもかかわらず、今回政令において「モノの信託」を対象としているが、「モノの信託」という幅広い対象を規定するのであれば、政令による指定ではなく、法改正により対応すべきである。

以上



日証協（会規）12第40号
平成12年10月27日

金融庁総務企画部企画課 御中



「金融商品の販売等に関する法律施行令案」に関する意見について

本協会では、「金融商品の販売等に関する法律施行令案」に関し、下記のとおり意見を取りまとめましたので、御査収下さるようお願い申し上げます。

記

1 第8条（特定顧客）関係

【意 見】

特定顧客の範囲に、施行令案で示されている金融商品販売業者等のほかに、証券取引法第2条第3項第1号に規定する「適格機関投資家」を追加すべきである。また、金融商品販売業者等の範囲を明確にすべきである。

【理 由】

(1) 金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）においては、顧客が金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者である場合は、説明義務の規定を適用しないこととしている。

一方、証券取引法においては、第2条第3項第1号において、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者」を適格機関投資家と規定している。有価証券には、金融商品の中でも、最も複雑・高度な性格を有する部類に該当する商品も多く存在すると思料される。したがって、有価証券について専門的知識及び経験を有する者として規定されている適格機関投資家については、金融商品全般に関し専門的知識及び経験を有する者（特定顧客）に該当すると位置付けて問題ないと考える。

- (2) 金融商品販売法は、金融審議会第一部会「中間整理」を受け、法制化された法律であると理解しているが、中間整理（第二次）においては、説明義務を課す必要はないと考えられる顧客の範囲は、「証券取引法の適格機関投資家の制度等を参考にして検討することが適當である。」としており、適格機関投資家を特定顧客の範囲に含めることは、その趣旨に沿うものであると考える。
- (3) 金融商品販売法においては、金融商品の販売についての具体的な行為の内容が列挙されているが、金融商品販売業者等については「金融商品の販売等を業として行う者」と定義されているのみであり、具体的な業態の定義は行われていない。このため、具体的にどのような顧客が「特定顧客（金融商品販売業者等）」に該当するか判断に迷うことが想定されるとの意見が、複数の協会員から寄せられているところであり、その範囲を明確化すべきであると考える。

一方、適格機関投資家については、適格機関投資家に該当する者の業態が具体的に示されていることから、適格機関投資家を特定顧客の範囲に加えることにより、特定顧客に該当するか否かの判断が明確になるものと考える。

2 第10条（勧誘方針の公表の方法）関係

【意見】

勧誘方針の公表方法については、金融商品販売業者等と取引を開始するに当たり、顧客が勧誘方針を知り得るような公表方法を列挙し、列挙されたいずれかの方法で公表を行えば良いこととすべきである。

【理由】

- (1) 当局の担当者による金融商品販売法に係る解説記事¹においては、勧誘方針の公表は、金融商品販売業者等がどのように勧誘をしようとしているかを顧客側に明らかにすることにより、顧客に業者選別の材料を提供し、市場原理を通じた勧誘の適正の確保が図られるようにすることを目的とするものである旨解説されているところである。

したがって、勧誘方針については、顧客が取引を開始するに当たり、勧誘方針を知り得るような状態に置かれていれば、その目的を果たすものと思料され、金融商品の販売等を行っている全てのチャネルにおいて公表を求めるることは金融商品販売業者等に過度の負担を課すもので

¹ 金融ジャーナル2000年8月号、商事法務No.1562、ジュリストNo.1185等

あると考える。²

また、全ての販売チャネルにおいて公表義務を課すとなると、自動音声応答電話システム、iモード又はATMのような情報提供のボリュームが限定されているチャネルにより取引を行っている場合、当該チャネルによる公表を可能とするために勧誘方針の内容を簡略・短縮化するといったことも行わざるを得なくなり、却って投資者の適切な判断を困難にすることも予想される。

- (2) さらに、上述のとおり、金融商品販売法は、金融審議会第一部会「中間整理」を受け、法制化された法律であると理解しているが、中間整理（第二次）においては、「勧説に関する各業者の基本的な方針について何らかのかたちでの公表等を義務付けることを検討すべきである」としており、全ての販売チャネルで公表することまでは想定していないと思料され、同中間整理の趣旨に沿った公表方法となるべきであると考える。

【意 見】

施行令案第10条第2号中の「勧説方針を自動送信する方法」の表現を改めるべきである。

【理 由】

当局の担当者から、施行令案において求められているホームページ上における勧説方針の公表方法は、ホームページ上で勧説方針が閲覧できる状態に置くことで足りるとの説明を受けている。このような前提に立った場合、勧説方法を「自動送信」する方法との表現は不適切であると考える。すなわち、施行令案の規定では、顧客に対してあたかもメール等で勧説方針を「自動送信」しなければならないように読める。したがって、このような疑惑を避けるためにも、適切な表現に改めることが望ましいと考える。

以上

² 商法における株主総会、取締役会の議事録及び定款・株主名簿等の本店等への備置（第244条、第260条の4、第263条）に比べても、本要件が過度の負担を課していることは明らかであると考える。

平成12年10月25日

金融庁総務企画部企画課 御中

社団法人 日本証券投資顧問業協会

「金融商品の販売等に関する法律施行令案の公表について」に関する
意見（パブリックコメント）

平成12年10月6日付にて公表された「金融商品の販売等に関する法律施行令案」については、「金融商品の販売等に関する法律」（以下「法」という。）が民法の特例法であり、かつ同法における定義に対する以下の解釈から、民法の委任契約である投資一任契約に係る業務を行う認可投資顧問業者においても、その資産運用サービスの提供に関し適用されるものと推察しております。

- 「金融商品の販売」とは：有価証券を取得させる行為（代理又は媒介に該当するものを除く）（法第2条第1項第5号）
 - ▶ 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」（以下「業法」という。）の定義では、「投資一任契約」（業法第2条第4項第1号）とは「…当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約」としている。ここでいう「投資を行う」の解釈としては、「有価証券等の売買等の代理、取次等を行うこと」（「投資顧問業法逐条解説」大蔵省証券局内投資顧問業関係法令研究会編）とされていることから、「有価証券の売付けの取次」は「金融商品の販売」に該当する。
- 「金融商品の販売等」とは：金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを含む。）をいう。（法第2条第2項）
 - ▶ 「投資を行う」の解釈の一つである「有価証券の売付けの代理」は、「金融商品の販売又はその代理」と読み替えられることから、「金融商品の販売等」に該当する。
- 「金融商品販売業者等」とは：金融商品の販売等を業として行う者をいう。（法第2条第3項）
 - ▶ 「認可投資顧問業者」は投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、「有価証券の売買の代理、取次を行う」のに必要な権限を委任されることを内容とする契約に係る業務（以下「投資一任業務」という。）を行うことから、「金融商品販売業者等」に該当する。

つきましては、公表された政令案ならびに法の適用に関し、現状、当協会として認識しております課題等を踏まえ、下記のとおり意見を述べさせていただきますので、ご検討と課題等への対応策等の明示を要望いたします。

記

1. 「特定顧客」の対象について

法第3条第4項第1号に規定する政令で定める「特定顧客」として（「業者」を主体とした「金融商品販売業者等」と規定されているが）「顧客」保護の立法趣旨に鑑み、「適格機関投資家」等の実態的に購入判断能力を持つ「顧客」を主体として規定し、更に、購入判断ができなければならない責任等を持つ者（例：厚生年金基金等）も含まれるよう「特定顧客」の対象を明示かつ限定願いたい。

法の立法趣旨においては、顧客が金融商品の販売等に関する専門的知識および経験を有するもの（いわゆる「プロ」）である場合は、金融商品販売業者等への説明義務を課さないと理解されるが、説明義務の有無が曖昧であることは金融商品の販売等における運用に与える影響は大きく、「プロ」の範囲は極めて重要であります。

有価証券への投資においては、価格変動等のリスクが極めて大きいにもかかわらず、その仕組みが分かりづらいものが多々あることは事実であり、その販売等の行為において購入判断能力の乏しいもの（いわゆる「アマ」）を保護することは必要不可欠なことがあります。

しかしながら、本来守るべき必要性に乏しい者まで過度に保護を図ることは、金融商品の販売等に係るあらゆる業種・業界の発展意欲を損なうばかりでなく、顧客にとっても自己責任原則の定着化が遅れたり損なわれる可能性があります。

また、販売業者に説明義務を課し顧客保護を図ろうとする立法趣旨から見て、保護を図るべき「顧客」を主体とした「特定顧客」の属性を具体的に規定せず、販売側の立場にある「業者」を主体とした「金融商品販売業者等」と規定することは極めて違和感があります。

つきましては、説明義務が課されない場合の顧客として政令で定める「特定顧客」は、例えば実態的に購入判断能力を持つ「顧客」を主体とした規定（例：「適格機関投資家等」）とされるべきであり、同時にこの場合の「等」には具体的にどのような者が含まれるのかを明示かつ限定願います。

またその際には、自己責任原則の定着化を損なうことにならないよう、購入判断ができなければならない責任等を持つ者（例：厚生年金基金等）も「等」に含められることを要望します。

2. 投資一任契約における「重要事項」の説明義務について

有価証券への投資判断の全部又は一部を委任される投資一任業務の特質等を損なわない形で説明が義務付けられる（投資一任契約については、「重要事項」の説明は契約締結前または締結時に限定し、委任契約の性質に鑑み締結後については不要とする）よう、立法者としての明確な見解を明示願いたい。

投資一任業務は、顧客の運用方針をまず確認した上で、顧客と相対で取り交わす投資一任契約に基づき、契約締結後の個別有価証券に対する投資について、委任された権限の範囲内で認可投資顧問業者が自ら投資判断を行い、顧客の代理人等となって投資を行うことをその業務の特質としています。

この投資一任契約を締結する際には、顧客が委任を決める上で判断上重要と考えられる事項を契約締結前に、また委任内容を明確にするためその内容を契約締結時に、それぞれ書面で開示することが業法上（業法第14条、第15条）義務づけられており、また資産運用を開始した後も、顧客との信頼関係を維持するため、必要に応じ顧客の意思確認を適宜行う「顧客への開示と同意」が必要とされています（当協会では自主規制ルールで会員に義務づけ）。

これらの特質・義務等の存在により、認可投資顧問業者は常に価格が変動する有価証券への投資をタイムリーかつ効率的に、顧客の投資方針どおりに行うことが可能となっておりますが、今回の法および同法政令案により、投資一任契約締結前もしくは締結時に重要事項の説明を義務づけられることは当然のこととしても、締結後の個別有価証券への投資を行うごとに、顧客への重要事項の説明を義務づけられた場合には、投資一任業務の特質に馴染まないばかりでなく、物理的にもタイムリーかつ効率的な運用が阻害されることとなります。このことは投資一任業務が「業」として成り立たなくなるばかりでなく、顧客にとっても無用な説明の義務づけにより投資機会を逸することは望むものではないと考えます。

つきましては、

- ① 法第3条第1項における「…金融商品の販売が行われるまでの間に…」の解釈については、当然のことながら投資一任契約締結までに重要事項の説明が完了すれば、契約後の個別有価証券投資ごとの説明は不要であり、
- ② 投資一任契約締結までに説明する重要事項の内容は、例えば有価証券の場合、個別銘柄ごとの「元本欠損が生ずるおそれ」ではなく、有価証券の種類ごとの「元本欠損が生ずるおそれ」である、

と当然理解しておりますが、これらの点について立法者ならびに行政当局としての見解を早期に明確化していただくことをお願いいたします。

以上

平成 12 年 10 月 27 日

金 融 庁

総務企画部企画課 御中

農林中央金庫

「金融商品の販売等に関する法律施行令案」に関する意見

標記につきましては、下記のとおり配慮いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 施行令案第 8 条について

施行令案では、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として説明義務を課さない対象（「特定顧客」）を「金融商品販売業者等」に限定していますが、金融審議会第一部会が昨年 12 月にとりまとめた「中間整理（第二次）」では、「本制度の説明義務は、いわゆるプロが顧客である場合には課す必要はないと考えられる。プロについては、証券取引法の適格機関投資家の制度等を参考にして、その範囲等を検討する必要がある。」とされており、少なくとも証券取引法の適格機関投資家については、「特定顧客」として、説明義務を課さない対象とすべきであると考えます。

2. 施行令案第 10 条について

「金融商品の販売等に関する法律」では、①金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（勧誘方針）を定めなければならない ②勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない とされ、勧誘方針の「策定」と「公表」が義務付けられていますが、今回の政令案においては、「自動送信により金融商品の販売等を行う場合勧誘方針を自動送信する方法」とされ、インターネット等による金融商品の販売等に際しても画面上に勧誘方針を明示することを義務付けるような内容になっております。

勧誘方針は、金融商品の販売等にあたり示すものではなく、「公表」するものであり、店頭掲示やパンフレットの配付、インターネット上の公表等公表方法を列挙し、この中から販売業者が適切な方法を選択して採用できるようにすべきものと考えます。

以上